

職員の分限及び懲戒の手續及び効果に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

川西市長 越田謙治郎

川西市規則第 11 号

職員の分限及び懲戒の手續及び効果に関する規則の一部を改正する規則

職員の分限及び懲戒の手續及び効果に関する規則（昭和29年川西市規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
<p><u>(医師の指定)</u></p> <p>第2条 分限条例第2条第1項の規定により、<u>任命権者が指定する医師のうち、1名は国家公務員又は地方公務員たる医師でなければならない。</u></p> <p>2 <u>病名、病状その他特別の事情により、前項の規定によることが困難と認められるときは、他の医師を指定することを妨げない。</u></p> <p>(書面の様式)</p>	
<p>第3条 (略)</p> <p>(書面の提出)</p>	<p>(書面の様式)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(書面の提出)</p>

<p>第4条 (略)</p> <p>(診断又は報告)</p>	<p>第3条 (略)</p> <p>(診断又は報告)</p>
<p>第5条 (略)</p> <p>(休職期間の更新)</p>	<p>第4条 (略)</p> <p>(休職期間の更新)</p>
<p>第6条 (略)</p> <p>(休職期間の通算)</p>	<p>第5条 (略)</p> <p>(休職期間の通算)</p>
<p>第7条 (略)</p> <p>(復職及び更新の手續)</p>	<p>第6条 (略)</p> <p>(復職及び更新の手續)</p>
<p>第8条 任命権者は、分限条例第3条第2項の規定により、休職者を復職させるとき、又は第6条の規定により休職期間を更新するときは、医師2名を指定してその診断の結果に基づき、これを行わなければならない。</p>	<p>第7条 任命権者は、分限条例第3条第2項の規定により、休職者を復職させるとき、又は第5条の規定により休職期間を更新するときは、医師2名を指定してその診断の結果に基づき、これを行わなければならない。</p>
<p>2 前項の場合における医師の指定については、第2条の規定を準用する。</p>	
<p>第9条 略</p> <p>別記様式 (第3条関係)</p> <p>(別紙1)</p>	<p>第8条 略</p> <p>別記様式 (第2条関係)</p> <p>(別紙1)</p>

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

(別紙1)  
(改正前)

別記様式 (第3条関係)

処分説明書	整理番号					
	交付年月日					
処分者氏名						
処分を受けた職員に関する事項	氏名		職名		所属	
処分内容に関する事項	処分の種類及び程度		処分年月日		根拠法令	
処 分 理 由						
審 査 請 求						

(別紙1)

(改正後)

別記様式 (第2条関係)

処分説明書	整理番号					
	交付年月日					
処分者氏名						
処分を受けた職員に関する事項	氏名		職名		所属	
処分内容に関する事項	処分の種類及び程度		処分年月日		根拠法令	
処 分 理 由						
審 査 請 求						